

## 特別障害者手当・障害児福祉手当のこと

問い合わせ・提出先

福祉課障がい福祉係 ☎ (22) 2111 (内線295・294)

名称	特別障害者手当	障害児福祉手当																					
目的	精神または身体に著しく重度の障がいがある20歳以上の特別障がい者の、精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。	精神または身体に重度の障がいがある満20歳未満の重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる、精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。																					
手当の対象者	<p>日常生活において、<b>常時特別の介護を必要とする</b>、20歳以上の<b>在宅の重度障がい</b>者が支給対象になります。          &lt;支給の対象となる障がいの程度&gt;  <b>おおむね次の障がいが重複する方</b>またはそれと同程度以上の方          ○身体障害者手帳の1、2級          ○知能指数おおむね20以下の知的障がい          ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい          ※上記障がい程度は目安ですので、審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。</p> <p>※また、次のような場合は手当を受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が障がい者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき</li> <li>・障がい者が病院または診療所に継続して3ヵ月を超えて入院しているとき</li> </ul>	<p>日常生活において、<b>常時介護を必要とする</b>、20歳未満の<b>在宅の重度障がい</b>児が支給対象になります。          &lt;支給の対象となる障がいの程度&gt;  <b>おおむね次の障がいを有する方</b>またはそれと同程度以上の方          ○身体障害者手帳の1、2級          ○知能指数おおむね20以下の知的障がい          ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい          ※上記障がい程度は目安ですので、審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。</p> <p>※また、次のような場合は手当を受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児が障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき</li> <li>・障がい児が障がい児入所施設などの施設に入所しているとき</li> </ul>																					
所得制限 ※扶養の状況により限度額に加算できる場合があります	手当を受ける方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の人数</th><th>請求者本人の所得制限限度額</th><th>配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td><td>360.4万円</td><td>628.7万円</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>398.4万円</td><td>653.6万円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>436.4万円</td><td>674.9万円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>474.4万円</td><td>696.2万円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>512.4万円</td><td>717.5万円</td></tr> <tr> <td>5人</td><td>550.4万円</td><td>738.8万円</td></tr> </tbody> </table>	扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	0人	360.4万円	628.7万円	1人	398.4万円	653.6万円	2人	436.4万円	674.9万円	3人	474.4万円	696.2万円	4人	512.4万円	717.5万円	5人	550.4万円	738.8万円
扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																					
0人	360.4万円	628.7万円																					
1人	398.4万円	653.6万円																					
2人	436.4万円	674.9万円																					
3人	474.4万円	696.2万円																					
4人	512.4万円	717.5万円																					
5人	550.4万円	738.8万円																					
支給額 支給月	【手当月額】26,000円 【支給月】2月、5月、8月、11月（各月10日）	【手当月額】14,140円 【支給月】2月、5月、8月、11月（各月10日）																					
手続き提出先	<p>○認定請求書を提出し福祉事務所長の認定を受けることで支給されます。</p> <p>【必要書類】①手当認定請求書          ②手当所得状況届          ③所定の診断書          ④その他必要書類</p>																						

※受給資格があっても請求しないと手当が受給できませんのでご注意ください。

手当月額については平成27年4月に改定予定です。改定後の支給額は4月号でお知らせします。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

## 募集

# 「ふるさと信州中野会」の会員を募集しています



▲平成25年度首都圏ふるさと信州中野会総会の様子

『ふるさと信州中野会』には、首都圏と関西の2つの会があり、それぞれ『郷土愛を基調とした会員相互の親睦およびふるさと「信州中野」との交流』を目的として活動しています。

この会では2年に1度、総会を開催し、ふるさとの仲間との親睦・交流を深めています。なお、次回の総会開催日は11月中旬を予定しています。

また、市から会員の皆さんに中野市の出来事などをまとめた情報誌や、季節のギフトカタログのご案内をお送りしています。

信州中野会では、新規会員の募集を行っています。家族の方や、親戚、友人などで本市出身の県外在住の方がいらっしゃいましたら、ふるさと信州中野会および会員募集についてお伝えください。なお、入会金・年会費は無料です。

## 会員募集

首都圏・関西の両ふるさと募集を行っています。

信州中野会では、新規会員の募集を行っています。

農業委員会では、今まで農地の有効利用を進めるために、農地台帳を整備し農地の利用調整に活用してきました。

今回、農地法の改正によつて、農業委員会は管内の農地について農地台帳を地図とともに電子化し、平成27年4月から公表することが法律により定められました。

公表するのは地番や面積など

## 入会方法

郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、本市の出身地区をご記入いただき、郵送、ファクス、Eメールいざれかにてお申し込みください。

問い合わせ・申込先  
〒383-8614（住所記載不要）  
政策情報課統計交流係  
☎(22)2111（内線402）  
ファックス(26)0349  
Eメール koryu@city.nakano.  
nagano.jp

## 農地

# 4月1日から農地台帳情報を公表します

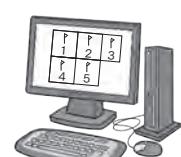
ため、全国的に作成されるインター

トの一元的電子マップシス

テムに参加し

て、農地の場所を表示する予定です。

なお、所有者や貸借人の氏名や住所など、個人の権利や利益を損なう情報についてはインターネットでは公表しません。



農地台帳の整備にご協力ください

農地台帳は、農地の売買や

転用などの手続き、農地パトロールなどの結果のほか、農地台帳の記載内容について確認するための調査を行うこと

で最新の情報に更新していくます。調査の実施時にはご協力お願いします。

問い合わせ先

農業委員会事務局  
☎(22)2111（内線408）

## 防災

# 「中野市地域防災計画」を見直しました

市では、災害対策基本法の改正などに伴い、中野市地域防災計画の見直し作業を進めできました。2月10日開催の中野市防災会議において、防災計画の修正内容をご審議いたしました。決定されました。

今後、決定された地域防災計画に基づき、防災・減災の充実、強化を図ってまいります。

防災計画の公表場所 危機管理課、市公式ホームページ

問い合わせ先  
危機管理課危機管理防災係  
☎(22)2111（内線285）

体的に把握できることで、広域的な農用地利用調整に利用できます。  
また、遊休農地の分布を図化することで、農地の活用について、さまざまな事業に活用できます。